令和８年度歴史的建造物等への指定支援業務（その１）に関する受託候補者募集要項

１　業務の名称

令和８年度歴史的建造物等への指定支援業務（その１）

２　業務の期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

３　業務の内容

別添「令和８年度歴史的建造物等への指定支援業務（その１）委託仕様書」のとおり。

４　委託金額の上限

3,730,000 円（ただし、消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

（内訳）一次派遣　　132,000 円　、　二次派遣　3,598,000 円

なお、本業務の履行期間内の実績件数に応じ委託費用は精算するものとします。

５　応募資格要件

本業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次の要件ア又はイのいずれかを満たさなければなりません。ただし、受託希望者が公共的団体又は大学等の高等教育機関であるとき、若しくは市長がその他特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。

(1)　京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること（種目は問わない。）。ただし、募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれないこと。

(2)　京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合、以下の要件をすべて満たすこと。

ア　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者ではないこと。

イ　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではないこと。

ウ　国税及び地方税の滞納がないこと。

エ　京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

６　応募手続等

(1)　提出書類

ア　申込書（１部）【第１号様式】

イ　提案書（１部）【第２号様式、添付資料を除いてＡ４版３枚以内】

第２号様式に、次に掲げる事項を記載し提出してください。なお、提案書本文及び添付資料には、社名を記載しないでください。

(ｱ)　受託希望金額（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

a　一次派遣の提案業務単価

b　二次派遣の延べ床面積 350 平方メートル程度の建造物での提案業務単価

なお、本提案業務単価を延べ床面積 250 平方メートル超え 500 平方メートル以下の建造物に適用します。

(ｲ)　業務実績

本業務と同種又は類似の業務実績について、業務内容、年度、発注者及び受託金額等を記載してください。同種の業務実績とは、文化財や歴史的建造物等に関する調査・資料作成業務を示します。類似の業務実績とは、景観に関する調査・検討業務を示します。ただし、記載できる実績は、直近５年以内（令和３年度以降に受注し、本公募を開始し

た日の前日までに完了したものに限ります。）のものを３件までとします。その実績が京都市におけるものか否かは問いません。

(ｳ) 実施責任者等

a 実施責任者

本業務を実施する場合の実施責任者について、氏名、経験年数、保有する資格及び主な履歴等を記載してください。

b 所在地

本店又は支店が京都市内にある場合は、所在地を記載してください。

(ｴ) 業務に関する提案

以下について、自社、自団体でできる範囲で提案してください。提案事項の中に図表や写真等を使用することを可とします。

a 業務実施の体制

複数の案件を同時に進行しながら市民（所有者等）を支援していく相応の業務体制整備を構築する必要があるため、業務体制の妥当性（業務体制の特徴、担当者数、担当者の実績、責任の所在等）について提案してください。

b 的確かつ正確な調査をするための工夫

現地調査や文献調査、資料作成等を実施するにあたり、歴史的建造物等の特徴や成り立ち、歴史、文化等といった固有の情報を的確かつ正確に調査するための工夫について提案してください。

c 正確で見やすく分かりやすい資料を作成するための工夫

資料作成に当たり、歴史的建造物等の状況を正確に把握し、伝える必要があるため、正確で、見やすく、分かりやすい図面等の資料を作成するための工夫について提案してください。

ウ 見積書（１部）【任意様式】

エ プロポーザル参加資格要件確認書（１部）【第３号様式】

(2) 提出期限

令和８年６月２日（火）午後５時（必着）

(3) 提出方法

受託希望者は、以下のメールアドレス宛に提出書類を電子メールで送付してください。

※ 送信後は、必ず、電話（075-222-3397）に連絡し、受信確認してください。

※ ファイルはPDF形式とし、1ファイルの容量は5MB以下としてください。

※ 申込書の押印の省略は可とします。

【提出先】京都市都市計画局都市景観部景観政策課（町並み保全担当：山田・前田）

メール:keikan@city.kyoto.lg.jp

(4) 募集に関する質問と回答

ア 質問方法

本要項に関する質問がある場合は、質問内容を記載した書面（書式自由）を６（３）に記載の提出先まで電子メールで送付してください。

【質問の受付期限】令和８年５月２６日（火）午後５時（必着）

イ 質問に対する回答

すべての質問及び回答については、令和８年５月２７日（水）午後５時までに、京都市都市計画局都市景観部景観政策課のホームページに掲載します。

なお、回答は本要項と一体のものとして、本要項と同等の効力を有するものとします。

ウ 留意事項

電話及び窓口での質問は不可とします。

7 受託候補者の選定方法及び結果の通知

(1) 受託候補者の選定

受託候補者の選定は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づき、京都市都市計画

局都市景観部内に設置する受託候補者選定委員会（都市計画局都市景観部長、景観政策課長、景観政策課歴史的景観保全担当課長、景観政策課都市デザイン担当課長、風致保全課長、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及活用担当課長の６名で構成。以下、「委員会」という。）において、受託希望者から提出された提案書等に基づき、別表１に定める評価基準について内容を審査及び評価し、算出した評価点が最も高いものを受託候補者として選定します。

※ 平均点が最も高い受託希望者が２者以上あるとき（同点）は、委員会において協議のうえ、１者を受託候補者として選定します。

※ 受託希望者が１者であっても選定を行うこととし、受託候補者として適切に業務を履行できることが委員会において総合的に判断された場合、受託候補者として選定します。

(2) 選定結果の通知等

ア 受託候補者への通知

受託候補者の選定後、速やかに、第 1 順位の提案を行った受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を文書により通知します。

イ 受託候補者に選定されなかった受託希望者への通知

受託候補者の選定後、速やかに、提案書等を提出した受託希望者のうち、受託候補者に選定されなかった者に対して、受託候補者に選定されなかった旨及び理由を文書で通知します。

通知を受けた者は、通知を受けた日から休日を除く 5 日以内に、京都市に対し、通知の内容に関して書面により説明を求めることができます。

ウ 選定結果等の公表

契約の相手方を選定した後に、受託希望者並びに選定した事業者名及びその評価点、選定した理由を公表します。

８ 契約の締結

受託候補者への通知後、速やかに契約締結の協議を行います。協議が整った際には、速やかに契約を締結します。

なお、協議が整わなかった場合は、第 2 順位以下、順位の高い者から順に契約締結の協議を行うこととします。

９ 注意事項等

(1) 提案書の作成に要する費用は、受託希望者の負担とします。

(2) 提出された提案書について、京都市が受託希望者に無断で使用することはありません。

(3) 次に掲げる提案書は失格とします。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が掲載されているもの。

10 スケジュール

(1)	提案の募集の開始	決定日の翌業務日
(2)	提案に関する質問受付の締切り	募集開始の日から 7 日後まで
(3)	質問に対する回答	募集開始の日から 8 日後
(4)	提案の申込み及び提案書の提出の締切り	募集開始の日から 15 日後まで
(5)	受託候補者の選定	募集開始の日から 20 日以降

（業務日でない場合は直後の業務日とする。）

11 担当部署

京都市都市計画局都市景観部景観政策課（担当：山田、前田）
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地　分庁舎２階
電話：075-222-3397
メールアドレス：keikan@city.kyoto.lg.jp

（別　表　１）

				受託希望者			
評価項目				評価基準	配点	評価	評価点
ア　受託希望金額	①	受託希望金額の高低	一次派遣	A：31千円未満 B：31千円以上34千円未満 C：34千円以上37千円未満 D：37千円以上40千円未満 E：40千円以上	10		
			二次派遣	A：700千円未満 B：700千円以上800千円未満 C：800千円以上900千円未満 D：900千円以上1,000千円未満 E：1,000千円以上	15		
イ　業務実績	②	本業務と同種又は類似の業務実績があるか 同種：文化財や歴史的建造物等に関する調査・支援業務 類似：景観に関する調査・検討業務		本業務と同種の業務実績1件につき2ポイント、本業務と類似の業務実績、活動実績1件につき1ポイントを加点する。 A：4ポイント以上 B：3ポイント C：2ポイント D：1ポイント E：0ポイント	10		
ウ　実施責任者等	③	実施責任者の実績	本業務の内容を的確、誠実に実施することができる実施責任者か	A：極めて優れている B：優れている C：普通 D：やや劣っている E：劣っている	3		
	④	本店又は支店の所在地	本店又は支店が京都市内にあるか。	ある：２点 ない：０点	2		
エ　業務に関する提案	⑤	業務実施の体制	複数の案件を同時に進行しながら市民（所有者等）を支援していくにふさわしい体制か	A：極めて優れている B：優れている C：普通 D：やや劣っている E：劣っている	20		
	⑥	調査能力	的確かつ正確な調査をする能力があるか	A：極めて優れている B：優れている C：普通 D：やや劣っている E：劣っている	20		
	⑦	資料作成能力	正確で見やすく分かりやすい図面等の資料を作成する能力があるか	A：極めて優れている B：優れている C：普通 D：やや劣っている E：劣っている	20		
					100		

※１　受託希望金額の評価においては、参加者の提案した見積金額が、以下に掲げる算出方法により算出金額を下回るときは、以下に掲げる算出方法により算出した金額を参加者の見積金額とみなす（以下「みなし見積金額」という。）。
　算出方法：本業務の委託費用の上限×2/3

※２　受託金額最低金額は、本件プロポーザル参加者から提案があった見積金額（みなし見積金額を含む。）のうち一番低い金額とする。

＜備考＞
Ａ～Ｅの５段階評価を次のとおり換算したうえで、配点と換算値との積を評価点とする。
Ａ=1.0、Ｂ=0.8、Ｃ=0.6、Ｄ=0.4、Ｅ=0.2